

岩手県監査委員告示第11号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月4日及び同月5日

イ 本監査実施日 平成24年8月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
福祉・介護人材処遇改善事業助成金の交付に当たり、請求のあった日から著しく遅れて支出していたものが1件、157,718円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	福祉・介護人材処遇改善事業助成金の交付については、事務分担の見直しを図り、補助金及び負担金の支払事務全般の「補助金負担金管理表」をネットワーク上に作成し、適正な事務の執行に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月10日及び同月11日

イ 本監査実施日 平成24年8月21日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、当初設計額の積算を誤っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工事の執行については、当初設計額の積算誤りは変更設計により精査した。 今後、設計に当たっては十分なチェックを行い、適正な事務の執行に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部千厩土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月19日

イ 本監査実施日 平成24年8月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
許認可事務の執行に当たり、申請書の受付日から著しく遅れて収入証紙を収納しているものが13件、38,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	証紙収納額報告については、担当者以外の職員が受付状況及び事務の進捗状況を把握する等内部のチェック体制を再構築し、適正な事務の執行に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年6月13日及び同月14日

イ 本監査実施日 平成24年8月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料及び海岸占用料の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているものが2件、86,074円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産使用料及び海岸占用料の徴収については、管理一覧表を作成し、引継ぎを徹底することにより再発防止に努めることとした。
証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より少なく報告しているものが65件、2,059,575円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	証紙収納額報告については、平成24年9月5日に修正報告を行った。 今後は、業務の進捗管理及び書類の整理に努めることとした。
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものが4件、49,230円、支払完了後相当期間経過してから資金前渡精算書を提出しているものが9件、92,160円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の精算については、未提出の資金前渡精算書を全て提出し、メモを取って管理することにより再発防止に努めることとした。